

報告書

令和8年3月23日

最高裁判所 御中

弁護士 福本修也



東京高等裁判所令和8年3月4日決定（令和7年（ラ）第1003号宗教法人解散命令に対する抗告事件）を受け、国内外の政治家、法律家、その他の有識者らが、一斉に批判の声を上げた。彼らの新聞記事、社説、ネットメディアの記事の概要・要約を一覧表にまとめたので、報告する。

以上

番	日付	媒体名	記事タイトル	要約	引用抜粋
①	2026年3月5日	産経新聞	ポンペオ元米国防務長官、旧統一教会への解散命令憂慮 「宗教の自由に懸念」 「危険な前例」  マイク・ポンペオ元米国防務長官	米国共和党のマイク・ポンペオ元国防務長官が、解散命令について、「宗教の自由を重視するすべての人にとって懸念すべき事態」であり、日本の政治指導者は「この基本的自由に対する危険な前例」を考慮すべきである旨の見解を表明した事実を報じるもの。	米共和党のポンペオ元国防務長官は4日、自らのX（旧ツイッター）で、東京高裁が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に解散を命じたことについて「 <b>宗教の自由を重視する全ての人にとって懸念すべき事態だ</b> 」と憂慮を表明した。  さらに「 <b>私は（日本の）政治指導者たちがこの基本的な自由に対する危険な前例を考慮することを祈る</b> 」とした。
②	2026年3月5日	世界日報	公開裁判受ける権利無視、憲法違反の手続き 元武蔵野女子大学教授・杉原誠四郎氏  元武蔵野女子大学教授杉原誠四郎（歴史教育学者・外交史研究家・歴史評論家・国際歴史論戦研究所（iRICH）会長）	杉原誠四郎氏は、解散命令が非訟事件として非公開で審理され、憲法第32条（裁判を受ける権利）及び第82条（裁判の公開原則）との関係で重大な問題を有する可能性があることを指摘する。  また、本件解散命令請求が、文部科学省に寄せられた被害申告を中心に構成され、その申告内容について、事実関係の検証や法的評価（民法上の不法行為に該当するか否か）について十分な司法的審理を経ることないまま、解散命令が判断されたと断言。  さらに、宗教団体における献金について、これを一律に「被害」と評価することについて、仮に広範に被害と評価する場合には他宗教団体との関係でも同一の基準が適用されるべきであると指摘する。	家庭連合に対する、 <b>今回の東京高裁の解散命令で一番の問題</b> は、これが憲法第32条及び第82条に基づく <b>公開裁判を受ける権利を与えず</b> 、非公開の非訟事件として扱い、解散命令の決定をなしたことです。（1頁）  <b>今回の文部科学大臣の解散命令の請求は、被害者と名乗る人の被害報告を集めただけで、その報告の被害が事実として存在するものなのか、さらにはそれは主観的には被害といえるとしても法的に不法行為と認定できるものなのか、そういうことをいっさい検証しないで、ただの文科省の集めた被害者と名乗る者の被害報告だけでもって非公開の非訟事件として扱い、その上で解散命令の決定となったものです。</b> 明らかに公開の裁判を受ける権利を無視して行われた決定であり、 <b>手続きにおいて明らかに憲法違反</b> です。  また、 <b>今回の解散命令に関係しては、家庭連合への献金が全て被害と解釈しているということを前提にしないかぎり納得のできない被害に関する報告が出回っており</b> 、関係者もそうしたことを安易に被害として肯定したコメントばかりが出回っていますが、原則として信仰に基いて行った献金は被害として扱うことはできないのだという視点が盛り込まれているべきです。現在出回っている被害なるものは、被害の拡大解釈であり、もしこれを許すのであるならば、他の宗教団体も同じ規準で非難する方向が見出されていなければなりません。（2頁）
③	2026年3月5日	世界日報	「民法」要件が他団体にも つきしるキリスト教会・砂川竜一牧師  砂川竜一牧師	砂川竜一牧師は、家庭連合は過去に解散命令が出されたオウム真理教のような重大な刑事事件を組織として引き起こした事実がないにもかかわらず解散命令が請求・認容された点において、宗教法人の解散命令制度の運用として極めて例外的であり、他の宗教団体との比較においても問題があると指摘。  また、解散命令の判断において民法上の不法行為を広く解散事由として用いることが許される場合、将来的に同様の基準が他の宗教団体にも適用され得る可能性があることを危惧。	<b>家庭連合は、刑事事件を起こしていない。判決理由はでたらめな内容だ。解散命令が出たオウム真理教とは全く異なる。</b> （1頁）  <b>民法上の不法行為が解散命令請求の要件に加えられたら、今後、次々と国内の宗教団体が狙われることになる。現在、家庭連合に無関心を装っている宗教団体は、解散命令に加担している。</b> 最高裁までの期間に、日本の全ての教会が信教の自由のために戦うか、はっきりと分かれていく。メディアから悪だとレッテルが貼られた宗教団体や宗教法人、各種法人は、潰されていくという前例が司法によって作られてしまった。今後、メディアやそれを牛耳る資本家たちを恐れずに、信仰者たちが正しいことができるかどうか問われてくる。（2頁）  世界に目を向けるとイラン攻撃でも宗教問題が深く関わっている。世界は神様を信じる自由民主主義国家と、暴力で支配する共産主義的独裁国家が対立するといった大詰めを迎えている。その中で家庭連合は東アジアで磔（はりつけ）にされているキリストである。このキリストに我々は石を投げるのか、それともその十字架のもとに行って悪いことはないと訴えるのか、問われている。（3頁）

④	2026年3月5日	世界日報	<p>不当な国策裁判、信徒の人権擁護をノンフィクションライター・福田ますみ氏</p> <p>福田ますみ (ジャーナリスト)</p>	<p>福田氏は、2009年のコンプライアンス宣言以降、同団体に関する被害申告が大幅に減少していること。文部科学省が提出した元信者の陳述書の捏造の疑いがあること。そのため、陳述書を証拠採用できず、裁判所が被害の存在について「潜在的被害」を推認する形で判断を行った点。</p> <p>和解・示談事例についても不法行為の評価に含めた点について、妥当性を欠くと指摘。</p> <p>将来の宗教団体に対する国家の規制の在り方や信教の自由の保障に影響を及ぼし得るとの懸念する。</p>	<p>コンプライアンス宣言以降の被害がほぼないという状態に困った文科省は、元信者の陳述書を捏造(ねつぞう)改ざんしてまで無理やり証拠をでっちあげたのですが、それが裁判で露見したため、裁判所の方もさすがにこれを証拠に採用することができなくなりました。</p> <p>そうすると、解散事由が事実上存在しなくなるため、なにがなんでも教団を解散させなくてはならないと焦った裁判所が行ったのが、被害の推測です。コンプライアンス宣言後、被害は顕著に減っていると述べているにもかかわらず、潜在化した被害があるに違いないと決め付けました。そして、和解や示談までも不法行為であると判断したのです。私は法律には素人ですが、さすがにこのアクロバティックなこじつけには唾然(あぜん)としました。もはやイチャモン、難癖のレベルです。(1, 2頁)</p> <p>信徒ではない私も本当にショックですが、わが国の司法は、家庭連合を解散させるべしという意志のもとに、憲法に基づいた適正な手続き(デュープロセス)すら無視してこの決定を下したわけで、一審と同様、国策裁判であることは間違いありません。これはもはや一宗教団体の問題ではありません。</p> <p>不当な超法規的決定によって、不人気な団体を力でねじ伏せることができる先例を作ったのです。次は創価学会などという声も聞こえてきますが、明白な宗教迫害であり、法治国家の根幹を揺るがす事態です。(2頁)</p>
⑤	2026年3月8日	Substack (ジャーナリストによるオンライン発信プラットフォーム)	<p>日本：数十万人の統一教会(家庭連合)信者が礼拝の場を奪われる</p> <p>ピーター・ゾーラー (ジャーナリスト・宗教の自由フォーラム欧州・FOREF Europe エグゼクティブディレクター)</p>	<p>ヨーロッパのジャーナリスト、ピーター・ゾーラーは、日本における家庭連合の解散命令及びその後の礼拝施設の閉鎖等の措置が、民主主義社会における信教の自由の保障という観点から国際的に重大な懸念を生じさせていること。</p> <p>社会的に物議を醸すとされる宗教的少数派に対する人権保障こそが、民主主義社会の真価を測るものであると批判する。</p>	<p>日本で現在進行している出来事は、民主主義社会における信教の自由の保護について、深い問いを投げかけている。「権利」というものは、社会的に認められる集団に適用される場合には、ほとんど試されることはない。「権利」の真の強さが明らかになるのは、社会から物議を醸す、あるいは誤解されている少数派を守るときである。</p>

⑥	2026年3月9日	note (インターネット上で記事や論考等を公開することができる日本のオンライン投稿サービス。個人や専門家、ジャーナリスト等が社会問題に関する解説や意見を発信する)	見てすぐわかる解散命令  加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、解散命令決定において、①解散要件の法解釈の変更、②証拠及び事実認定の問題、③将来の可能性を根拠とする処分、という三点に重大な問題が存在すると述べる。 第一に、解散命令の法解釈の変更の問題である。刑事事件が存在しないにもかかわらず、行政側は民事上の紛争や示談・和解事例を含める形で解散要件の適用範囲を拡張した。このような解釈変更の経緯や法的根拠は明確ではない。第二に、証拠及び事実認定の問題である。被害額として指摘されている約240億円についても、その多くが和解や示談による返金事例であること。裁判所において確定した不法行為判決の累積とは性質を異にするもの。第三に、将来の可能性を根拠とした処分の問題である。教団が「コンプライアンス宣言」を行った後、消費者庁における相談件数が大幅に減少し、2021年には27件にまで低下した。このような状況にもかかわらず、高裁の判断は、「行われていたものと認めるのが相当である」「可能性のあることは否定できない」「行われるおそれがある」など、将来の可能性に関する推定をする形で解散命令を是認した。	文科省が全国弁連系の弁護士の協力によって作成した、被害者の陳述書に捏造が指摘され、これらは使用されないまま終わった。すると地裁、高裁ともに「将来の可能性」を理由に決定を下した。問題は——・ <b>解散要件の変更</b> ・ <b>証拠と事実認定</b> ・ <b>可能性で処分</b> の3点に集約される。そして以上3点は 1. 「 <b>著しく公共の福祉を害する</b> 」ことで解散されるとする <b>条文</b> と 2. 「 <b>可能性を否定できない</b> 」という <b>適用解釈</b> との間でジレンマに陥っている。 (5頁)  ジレンマは裁判所だけでなく、解散命令請求の初動から発生していた。「著しく公共の福祉を害する」刑事事件が皆無だったので、 <b>民事を含むように変更された。ただし決定の経緯が不透明なままだ。</b> 証拠と事実認定においては、被害件数があまりに少なかったため—— 1. 過去の返金件数と額を被害実態として積み上げてみたものの 2. 被害額とされる約240億円は、ほぼ和解と示談で占められているのが実態だった。過去とは、教団がコンプライアンス宣言と呼ぶ規律の厳格化以前のことで、忘れられていた30年前を中心とした出来事だった。 <b>この期間の献金について提起された返金要求に、真面目に対応したことが悪質性の理由にされてしまったのである。返金の要求は、献金を後悔した人だけでなく、倒産や加齢で現金が必要になった人からのものも多い。コンプライアンス宣言後に、金銭的なトラブルがほぼ皆無になっていたのは、消費者庁が公開した相談件数を見れば明らかである。</b> (6頁)  2012年以降、コンプライアンス宣言前の積み残し案件が解消され、暗殺事件の前年2021年には27件にまで減っている。なお相談件数は文字通り「相談があった件数」で被害の実数ではない。2022年に増加するのは、暗殺事件の影響とみて間違いない。 <b>そこで地裁と高裁は、将来も被害が発生する可能性で解散命令を下した。「行っていたものと認めるのが相当である」「可能性のあることは否定できない」「行われる恐れがある」——全て推定だ。</b> (7頁)
---	-----------	---	--	--	---

⑦	2026年3月6日	note	<p>大日本帝国憲法の安寧秩序を復活させた解散命令</p> <p>加藤文宏（著述家・ジャーナリスト）</p>	<p>本件解散命令は、          ①証拠手続の適正、          ②証拠評価の在り方、          ③司法権と信教の自由の関係、          ④公共の福祉の解釈と被害認定の範囲という四点において重大な法的問題を含むと加藤氏は指摘する。</p> <p>第一に、本件解散命令の発端となった文部科学省による被害者陳述書の作成において、虚偽が指摘されているにもかかわらず、その問題が十分に検証されないまま解散命令が決定された点である。</p> <p>第二に、本来証拠の合理的評価に基づいて行われるべき自由心証主義が、証拠の選択及び評価に関する裁量の範囲を大きく逸脱する形で適用された点である。</p> <p>第三に、裁判所が宗教団体の教義内容に踏み込んで評価を行った点である。宗教上の教義や信仰内容の評価は、本来司法審査になじまない領域とされている。最高裁判例（いわゆる板まんだら事件）においても、信仰対象の価値や教義の真偽に関する判断は司法審査の対象とならないことは明確である。本件においては、「万物復帰」等の教義や指導者の発言について詳細な言及がなされている。司法が宗教的教義の領域に踏み込んだと指摘。</p> <p>第四に、教団及び信徒の憲法上の権利の考慮が十分に行われな一方、「一般市民の平穏」や「社会秩序」といった概念を過度に広く解釈し、公共の福祉への影響を拡張的に認定した点である。その結果、献金の対象者に限定されない一般的な社会的影響を理由として、被害の内容及び規模が拡大して想定された。</p> <p>また、本件では宗教法人の解散要件として問題となる刑事上の不法行為が存在しないことから、裁判所は民事上の</p>	<p>高裁決定には、法治国家の存立基盤を揺るがしかねない以下4点の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに知られているように、この解散命令の発端に文科省による虚偽陳述書問題があり、これを放置したまま決定を下している。これがまず一点目の逸脱である。</li> <li>・続いて、事実認定を行う際、<b>証拠の評価や選択を裁判官の自由な裁量に委ねる自由心証主義が、あまりにも無節操に展開された逸脱があった。</b></li> <li>・さらに、<b>教団の教義に踏み込んで評価する司法権の逸脱があった。</b></li> <li>・<b>教団や信徒たちの権利を一切認めなかった。いっぽうで献金と直接関係のない「一般市民」と「社会秩序」が脅かされているとした。このため両者の間に著しい不均衡が生じ、被害の実態と規模を拡大して想定する逸脱が生じた。</b>（2頁）</li> </ul> <p>統一教会／家庭連合に宗教法人の解散要件とされている刑法上の不法行為がなかったことから、<b>高裁の決定では民法上の財産にまつわる不法行為が「行っていたものと認めるのが相当である」「可能性があることは否定できない」「行われるおそれがある」</b></p> <p>などといった推定をもとに、<b>現在も続いているだけでなく将来も無くならず、信徒たちが続けるものと決めつけられ、解散の根拠にされている。そして、社会通念上相当な範囲を逸脱しない勧誘では達成できないような献金目標が定められたのは、教団の「万物復帰」など教義にあると、これも推定のうへ断定している。</b>このように決定は、推定の土台に、推定の柱を立てた構造になっている。また推定を行ううえで、憲法によって裁判所に認められている司法権を逸脱して、信教の自由に介入してしまった。</p> <p>しかも、<b>その方法は教義への介入だった。宗教上の教義判断は、裁判というものの性質になじまない分野であり、司法が裁けるものではない。</b>たとえば仏教の「因果の道理」やキリスト教の「三位一体」を否定する教義を持つ宗教があっても、これをめぐる出来事について司法は介入できず判断もできない。（3, 4頁）</p> <p>「板まんだら事件」では、財産上の権利に紛争が起こっても、本尊の真偽という「信仰対象の価値または教義についての判断は無理」であるとして、最高裁は原告の訴えを却下しているのだ。<b>今回の解散命令について、高裁は教義の不義を指摘したのではなく、献金の構造を説明するため触れざるを得なかったとする考え方がるものの、『3 「万物復帰」等の抗告人の教義及び文鮮明や抗告人の幹部の発言』の章が5ページにわたるほか、教義にまつわる言及が細かい膨大であった。</b>（5頁）</p> <p>統一教会／家庭連合への解散命令では、教団と信徒の憲法上の権利を制限するため「公共の福祉」が脅かされたとするほかになくなり、<b>献金の対象者だけでなく「一般市民の平穏」と「社会秩序」が脅かされていると拡大解釈しなければならなかった。</b>このようにして、信徒の献金勧誘のすべてが<b>加害行為とされただけでなく、被害の内容と規模もまた拡大解釈されることになった。</b>「対象の拡大解釈」と「被害の拡大解釈」が相互作用をもたらしているのが、この解散命令最大の特徴といえるだろう。（6頁）</p>
---	-----------	------	--	---	--

⑧	2026年3月5日	note	<p>東京高裁でも旧統一教会に解散命令</p> <p>喜多野土竜（作家）</p>	<p>喜多野氏は、家庭連合に対する解散命令決定が信教の自由との関係において重大な問題を含むと述べる。</p> <p>また、本件では、オウム真理教事件のような重大な刑事犯罪が組織的に認定された事案とは異なること。民事上の財産的紛争や献金をめぐる問題が解散命令の根拠とされている。この点において、宗教団体に対する解散命令という極めて強い行政処分を正当化する法的基準は存在しないこと。</p> <p>さらに、寄付や献金は本来、個人の財産権の行使と密接に関わる行為であること。本人の自主的な財産権の行使をどの範囲まで規制し得るのかについても、法的基準は存在しないことを指摘する。</p>	<p>この判決は信教の自由に反するものであり、問題が多いと思います。オウム真理教のように、殺人を含む重大犯罪を組織的に行ったわけではありませんし。何より問題なのは、テロリストの目的を達成する方向で、行政と司法が動いてしまった。…（2頁）</p> <p>オウム真理教の解散命令と同じく、法人格の剥奪にすぎないので合憲、との判断なのでしょうけれど。信教の自由やプライバシーの問題もあります。また寄付自体も、財産権の行使であって、どこまでの寄付額を問題とするか、法的基準はありませんし。…（3頁）</p> <p>こういう、暗殺犯であるテロリストの、政治的目的に乗っかってしまうのは悪手ですし、今後に禍根を残すでしょう。素人考えに過ぎませんが、例えば10年間とか、正体を隠した勧誘や靈感商法の再発、刑事事件に問われる組織的問題がなければ、解散命令の解除とかの、救済措置は必要では？信教の自由と、バランスを取る意味でも。…（6頁）</p> <p>二種免許を持つタクシー運転手が、10年間無事故無違反なら、個人タクシーを運営できるように。10年というのは、ひとつの目安になるでしょう。10年過ぎたから解禁、なんてのはダメで。その場合は、要監視団体に逆戻りで、法人格は取り消し。ただ、そういった行政上の手続きとは別の、法に依らない弾圧の可能性も、否定できず。…</p> <p>解散命令で終わり、とならないのは、慰安婦問題などでもお馴染みの、左派の手法ですから。解散命令を受けるような悪辣な団体なので、多少強引な手段を使っても信者を脱会させるのは正義だと、拉致監禁圧迫を、やらかす可能性とか。（7頁）</p>
⑨	2026年3月4日	note	<p>旧統一教会の解散命令—自由と民主主義国家、日本が全体主義の顔を見せるとき</p> <p>本間奈々 （元春日井市副市長、自治大学元教授・研究部長）</p>	<p>本間氏は、家庭連合に対する解散命令が、日本における宗教法人の解散制度の運用において極めて例外的な判断であり、宗教弾圧だと述べる。</p>	<p>「法令違反による宗教法人の解散命令は過去に、教団トップが刑事責任を問われたオウム真理教と明覚寺の2例があるが、民法上の不法行為を理由としたのは今回が初めて」であり、異常な宗教弾圧だと思います。…（1頁）</p> <p>私はこの非常に政治的な、有無を言わせない決定は、民主主義国家の日本の決断として大いに問題があると感じています。「民法上の不法行為」を理由としての初めての解散に対して、もっと慎重である必要がある…（2頁）</p>
⑨	2026年3月6日	note	<p>旧統一協会の解散命令に口を閉ざすことは、マスコミと共産主義者に屈服したと同じ</p> <p>本間奈々 （元春日井市副市長、自治大学元教授・研究部長）</p>	<p>本間氏は本件解散命令に関して、政治家による議論や見解の表明がほとんどないこと。社会的・政治的検討が十分に尽くされていないことを指摘する。</p>	<p>政治家のほとんどがありがたきコメントに留まり、基本的にスルーしていることについて、法治国家、民主主義国家の日本として非常に強い危機感も持ちます。（1頁）</p>

⑪	2026年3月6日	Substack (ジャーナリストによるオンライン発信プラットフォーム)	<p>東京高裁は教会の税制優遇の取り消しを認め、解散を命じた。統一教会は、本来教会が行う通常の宗教活動を行ったという理由で排除された。Tokyo High Court Upholds Revocation of Church Tax Exemption, Orders Dissolution</p> <p>ダリル・K・ジョーンズ (darryll k. jones)          ・米国州立フロリダ農工大学法学部法学教授          ・弁護士          ・専門：連邦税法</p>	<p>ジョーンズ教授は、日本政府が家庭連合に対して主張している「信者に献身や寄付を求める行為」が、宗教団体に通常見られる宗教的実践の一側面にすぎないと指摘。信者に信仰への献身や寄付を求める行為を理由として宗教団体の解散を認めるのであれば、同様の基準が他の宗教団体大半に適用されると断言する。</p>	<p>The Ministry alleged that the FFWPU brainwashes and manipulates its adherents, convincing them to give up all their worldly goods and follow the prophet. But . . . well . . . yeah. It's a church. That's what all churches do, don't they? To one degree or another. What, you gonna tax and dissolve all of them when they get good at it?</p> <p>(日本語訳：水野)          日本の文部科学省は、世界平和統一家庭連合 (FFWPU) が信者を「洗脳」し、操作して、すべての世俗的財産を手放し預言者に従うよう説得していると主張した。  <b>しかし……まあ……それはそうだろう。だって「教会」なのだから。それは、程度の差こそあれ、どの教会でも行っていることではないだろうか？では、それ（信者に献身や寄付を求めること 水野注）がうまく行われるようになったら、すべての教会に課税して解散させるつもりなのだろうか？</b> (1頁)</p>
<p>Imagine a church losing its tax exemption or its legal right to exist because it convinced so many of its adherents to sell all their possessions and give everything away. Or when one of its adherents takes things too far in pursuit of the church's religious doctrine. We might oughta revoke a whole lot of religious tax exemptions if those are the standards.</p> <p>(日本語訳：水野)  <b>信者の多くに、自分の持ち物をすべて売り払い、すべてを捧げるよう説得したという理由で、ある教会が税制上の優遇措置を失い、さらには法的に存在する権利までも奪われるとしたら——そんなことを想像してみしてほしい。あるいは、その教会の信者の一人が、その教会の宗教教義を追求するあまり行き過ぎた行動に出た場合はどうだろうか？もしそれが基準だというのなら、宗教団体の税制優遇は大半が取り消されることになるだろう。</b> (3頁)</p>					
⑫	2026年3月4日	Substack (ジャーナリストによるオンライン発信プラットフォーム)	<p>信仰が裁かれるとき——日本による統一教会の解散は、裁判所では答えきれない深い問題を提起している。Faith on Trial Japan's dissolution of the Unification Church raises sharper questions than the courts can answer</p> <p>レオン・ベルトレッティ (Leon Bertolletti) 牧師          ・米国ユニバーサル・ライフ教会</p>	<p>レオン牧師は、日本における解散命令の事例は、公共の保護と宗教生活の規制との境界がいかに容易に不明確になり得るかを示していると論ずる。</p> <p>さらに、国家が一つの宗教団体を解体する判断を下した場合、その判断は他の宗教団体、とりわけ少数派または社会的に不人気の宗教団体に対しても影響を及ぼし得るとの懸念を示す。</p>	<p>The High Court insisted that it was acting to protect citizens, not to police doctrine. But the line between protecting the public and regulating religious life is thin, and the Japanese case shows how quickly it can blur. Once a state acquires the confidence to dismantle one religious organisation, others - especially minority or unpopular groups - may fear they are next.</p> <p>(日本語訳：水野)          高等裁判所は、自らの判断は教義を取り締まるためではなく、市民を保護するためのものであると強調した。しかし、<b>公共の保護と宗教生活の規制との境界はきわめて薄く、日本の事例は、その境界がいかに容易に曖昧になり得るかを示している。</b>          ひとたび国家が一つの宗教組織を解体する自信を持つようになれば、他の団体——とりわけ少数派や不人気の宗教団体——は、次は自分たちではないかと恐れるようになるかもしれない。 (3頁)</p>

⑬	2026年3月10日	ワシントン タイムズ	<p>日本では、宗教の自由が十字架に釘付けにされている。 Religious freedom is nailed to the cross in Japan</p> <p>・ランディ・エヴァンス（2018年～2021年 元ルクセンブルク米国大使・弁護士）</p>	<p>ランディ・エバンス元大使は、宗教団体に対して刑事犯罪や不法行為に関する批判や責任追及がなされ得る場合であっても、被害者救済や再発防止のための監督と、宗教団体そのものの禁止又は解散とは本来区別されるべきであることを指摘。 宗教団体の解散という極めて重大な措置は信教の自由の観点から慎重に扱われるべきであると述べる。 日本のような民主主義国家において宗教団体の解散が行われたことについて、宗教の自由の観点から懸念を示す。</p>	<p>Of course, allegations against churches include criminal wrongs, such as the sexual molestation of altar boys, and civil challenges, such as creating political instability. Although reforms, including victim compensation and oversight to ensure changes, make sense, banning and dissolving churches never have.</p> <p>（日本語訳：水野） もちろん、教会に対する告発には、祭壇の少年への性的虐待のような刑事犯罪や、政治的不安定を引き起こすといった民事上の問題も含まれる。被害者への補償や、再発防止のための監督などの改革が行われることは理解できる。しかし、<b>教会を禁止したり解散させたりすることが正当化されることは決してない。</b></p> <p>No one would have expected a civilized, democratic ally such as Japan to be among those leading the way, but that's exactly what has happened. Our moral responsibility now is to defend other faiths as this oppression continues to spread.</p> <p>（日本語訳：水野） <b>日本のような文明的で民主的な同盟国が、その先頭に立つとは誰も予想しなかっただろう。しかし、まさにそれが現実に起きてしまった。このような抑圧が拡大しつつある現在、他の宗教の信仰の自由を擁護することこそが、私たちに課せられた道義的責任である。</b></p>
⑭	2026年3月10日	note	<p>15秒でわかる解散命令</p> <p>・加藤文宏（著述家・ジャーナリスト）</p>	<p>加藤氏は、文部科学省が過去の返金件数および返金額を積み上げる形で「被害額」を算定した点に言及している。その際に示されたコンプライアンス宣言以降、約240億円の大部分は、裁判外の和解や示談による返金によって構成されていたことが指摘されている。また、裁判所が関与しない任意の申し出による返金、すなわち示談による解決が約91.2%を占めていたとされる。多くの場合、返金の申し出に応じて協議のうえ返金が行われていたとされるが、こうした対応までが後に「被害」として評価されたとされる。以上の事情に照らし、過去に和解や示談によって解決済みの事例を含めて、将来にわたり被害が継続するとの推定を前提に解散命令が決定されたことについて、加藤氏は疑問を呈している。</p>	<p>なかでも、<b>ここ何年間も統一教会によってもたらされた「被害がなかった」とは信じられないかもしれない。</b>しかし、文科省は陳述書を捏造しなければならなかったのである。証拠とされようとしていた陳述書には、他の宗教の信徒が語った話や、話した内容と正反対に捏造されたものまであった。高齢者には小さな文字で印刷した膨大な量の書き起こしを見せて、内容に間違いがないなら署名しろと迫ってさえいる。詐欺的な契約の場面で使用される手口と同じではないか。だが捏造が発覚すると、陳述書は引っ込められてなかったことにされた。そこで、<b>過去からの返金件数と額を被害実態として積み上げてみることにしたようだ。</b></p> <p>ところが、<b>ここでも被害額とされる約240億円は、ほぼ和解と示談で占められた金額だった。</b>献金を後悔している。経営していた会社が倒産した。高齢になってお金の不安を感じる。だから献金した分を返して欲しいという人たちと裁判所で向き合ったり、その他の機会に話し合いをして返金を決めたら、悪質とされたのである。<b>なお裁判所が関与しない、申し出だけで返金した示談の割合が91.2%だった。「返して」「はい」で返金が始まる例がほとんどだったのである。</b></p> <p><b>ここまで柔軟な返金対応をしている宗教団体はほとんど存在しないにもかかわらず、家庭連合（統一教会）による被害がいつまでも続くだろうと推定して、解散命令が下されたのだ。</b>では、もう一度。もし解散に相当する「被害があったら」、陳述書を捏造する必要はなく、事例を積み上げて和解と示談で解決した出来事まで悪質とする必要はなかったのである。（2、3頁）</p>

⑮	2026年3月10日	substuck Gingrich360	<p>ニュート・ギングリッチの政治分析 ニュースレター Newt's Inner Circle Report</p> <p>・ニュート・ギングリッチ米国元下院議長</p>	<p>米国の元下院議長であるニュート・ギングリッチが、日本における家庭連合に対する解散命令およびその後の措置について、宗教の自由の観点から強い懸念と批判を表明している事実を示すもの。</p> <p>日本政府による措置が、宗教団体に対する事実上の存続不能な状態をもたらすものであり、非共産主義国家による宗教の自由への攻撃として極めて露骨な事例であると指摘。</p> <p>このような措置が他国にも波及する危険性があるとの懸念を示す。</p> <p>米国の同盟国である民主主義国家において生じるべき事ではないと批判。</p>	<p>日本では、統一教会に対する政府による事実上の接収が行われた。これは、宗教団体に対する事実上の死刑宣告に等しいものであった。</p> <p>これは、私の記憶する限り、非共産主義国家による宗教の自由への攻撃として最も露骨なものである。しかも、この動きが他国へと広がっていく現実的な危険をはらんでいる。</p> <p>政府が墓地を閉鎖し、教会を管理下に置き、聖書を押収する——このようなことは、本来、ナチス・ドイツやスターリンのロシアに見られたものであり、アメリカの同盟国において起こるべきことではない。</p>
⑯	2026年3月4日	Bitter Winter	<p>統一教会判決：日本の新しい殉教者たち The Unification Church Verdict: The New Martyrs of Japan</p> <p>マッシモ・イントロヴィーニエ (イタリア宗教社会学者・新宗教研究センター (CESNUR) の創設者および事務局長・元宗教差別対策担当 (OSCE) 代表)</p>	<p>宗教社会学者マッシモ氏は、家庭連合が2009年に不正行為防止措置を導入して以降、信者による勧誘行為が不法行為に該当すると確定判決または裁判上の和解によって認定された事例は極めて少なく、この種の事例が近年大幅に減少していることに言及。</p> <p>それにもかかわらず、献金目標の設定等を理由として教会に不利な評価がなされている点について疑問が呈する。従来は刑事有罪判決を前提とすると理解されてきた宗教法人の解散命令が、本件では敗訴、和解、さらには勝訴を含む民事事件を根拠として判断されている点にも問題があると指摘。</p> <p>解散命令により資産が清算人の管理下に置かれることは、宗教団体の活動基盤を失わせ、信者の宗教活動に重大な</p>	<p>・そして3月4日、東京高等裁判所は、統一教会（現在の世界平和統一家庭連合）の解散を命じた第一審判決を支持した。この第一審判決は、その本質的な根拠を「洗脳」という非難に大きく依拠している。それは、いわば21世紀における魔術 (witchcraft) の概念にほかならない。（日本語訳2頁）</p> <p>・【証拠裁判主義】</p> <p>裁判官たちは、このような事例が過去15年間でまれなものとなり、現在の10年間においてはほとんど見られなくなっていることを認めている。高等裁判所の判決は、教会が2009年に不正行為防止のための措置を導入して以降、「信者による勧誘行為が不法行為に当たると、確定判決または裁判上の和解によって最終的に認定された事例は少ない」と認めている。しかし、高等裁判所は、教会が依然として献金目標を設定しており、しかもその多くが実際に達成されていたことを理由として、教会に不利な判断を示した。実際には、集められた献金の総額は問題ではない。判決によれば、違法に集められたと認定されたのは「ごく少数の事例」にすぎないからである。これは、多くの場合において、献金は適法に集められていたことを意味している。（日本語訳3頁）</p>

影響を及ぼすと批判。

・【信教の自由】

裁判所はさらに、教会の神学が変更されていないことにも言及し、その教義が本質的に信者に高額  
の献金を行うよう促す性質を持つと指摘している。これは、**世俗の裁判官が宗教共同体の信じるべ  
き神学の内容にまで踏み込んで規定しようとする試みに、危険なほど近いものである。**高等裁判所  
は、教会がいわゆる「洗脳」技術を有しているとされることを理由に、それがいつでも再び用いら  
れる可能性があると主張している。これは法的推論ではなく、形而上学にすぎない。すなわち「一  
度魔女とされた者は、常に魔女である」という魔女裁判の論理と同じである。

・【不法行為を含める法解釈】

伝統的に、日本の宗教法人に関する法律は、**解散命令を出す前提として刑事有罪判決を必要とする  
と解釈されてきた。**本件では、その原則が逆転している。すなわち、**敗訴したもの、和解によって  
解決されたもの、さらには勝訴したものまで含む民事事件が、宗教法人の解散を正当化する根拠と  
されているのである。**

安倍晋三氏の暗殺以前から、反対派は統一教会の解散を繰り返し求めてきた。しかし、それらは常  
に実現しなかった。では、何が変わったのだろうか。**教会が過度な献金勧誘を行ったと非難された  
事例が増加したのだろうか。むしろ、そのような事例は大幅に減少していた。**（4頁）

・【国際法】

高等裁判所は、「解散命令は、宗教法人の法人格を剥奪する効果を有するにすぎず、信者の宗教活  
動を禁止または制限する法的効果は一切伴わない」と主張している。しかし、国際人権規約  
（ICCPR）は、個々の信者の権利だけでなく、宗教団体としての法人の権利も保護している。制度や  
組織を持たない宗教は、消滅を運命づけられた宗教に等しい。（7頁）

・【信教の自由】

日本が信者個人を十字架にかけているわけではないとしても、宗教共同体全体を十字架にかけてい  
るに等しい。**解散の実際の影響は壊滅的である。解散が命じられると、銀行口座や不動産など、す  
べての資産は直ちに清算人に移される。しかもこれは、最高裁判所の判断が示される前であっても  
行われる。これは日本特有の法的な異例の制度である。**第一審判決以降、地方自治体や民間のホテル  
までもが、「公共の福祉を害する活動を支援することはできない」として、統一教会への施設の  
貸し出しを拒否している。宗教団体は天使で構成されているわけではない。集まるための場所を必  
要とする人間によって成り立っているものであり、給与を受け取る牧師もいれば、印刷されるべき書  
籍や雑誌もある。**施設も資金もない状態で、信者は一体どのような「宗教活動」を行えるというの  
だろうか。**

裁判所のこうした保証が実際に試される時が、まもなく訪れるだろう。もしその言葉が真に重み  
を持つものであるならば、信者が日本の法律の下で完全に認められている新たな組織を設立した場  
合、それが反対派による嫌がらせを受けないよう確保しなければならない。また、**信者やその家族  
に対する差別があれば、それを調査し、適切に処罰する必要がある。**そうでなければ、**信者の宗教  
活動は「制限されない」という約束は、単なる体裁のよい虚構にすぎない。**（8頁）

⑰	2026年3月6日	Bitter Winter	<p>日本：数十万人の統一教会信者が礼拝の場を奪われる  Japan: Hundreds of Thousands of Unification Church Believers Deprived of Places of Worship</p> <p>・パトリシア・デュバル弁護士（パリ弁護士会）</p>	<p>パトリシア・デュバル弁護士は、判決が解散命令が宗教法人の法人格を剥奪するにすぎず信者の宗教活動を制限しないとしたが、実質的に宗教活動を制限していると批判。  また、東京高等裁判所は、日本の民法上の不法行為が「公共の福祉」を害する場合には、国際人権規約（ICCPR）第18条第3項の宗教の自由の制限事由に該当し得ると判断した。しかし、このような解釈は、「公共の福祉」を理由とする解散を国際人権法上も正当化する同語反復的な論理にすぎず、国際人権法の解釈として問題があると指摘した。</p>	<p>数百ページに及ぶ高等裁判所の判決は、これらの懸念に対して、わずか2ページで次のように回答している。</p> <p><b>【信教の自由】</b>  ・解散命令は、宗教法人の法人格を剥奪する効果を有するにすぎず、信者の宗教活動を禁止または制限するいかなる法的効果も伴わない。  しかし、これは事実関係に照らしてまったく真実ではないことが明らかである。</p> <p><b>【国際法】</b>  ・また、日本の民法上の不法行為に該当し、かつ公共の福祉を著しく害すると明確に認められる行為は、国際人権規約（ICCPR）第18条第3項にいう「公共安全、秩序、健康若しくは道徳、又は他者の基本的権利および自由」を侵害する行為に当たるとみなすことができる。  <b>裁判所は同語反復的で極めて誤った論理を用いている。すなわち、「公共の福祉」を理由とする解散は正当である、ゆえにそれは国際人権法の下でも正当である、という論理である。（4頁）</b></p>
⑱	2026年3月14日	朝日新聞	<p>「あの騒ぎはなんだったのか」旧統一教会、長く見過ごされたわけは（朝日新聞社説）</p>	<p>従来、宗教行政や宗教法制に関わる専門家の中で、家庭連合は解散命令の対象には該当しないと認識が広く存在していたことを示す。  オウム真理教のように教団幹部が重大な刑事事件で摘発された事例とは異なり、民事判決のみを理由とする宗教法人の解散が認められるとは想定されていなかったこと。  教団に対する調査が、岸田文雄元首相の指示のもと、世論の高まりの中で開始された経緯。  本件が信教の自由に関わる重要な問題でありながら、社会的・政治的状況の影響を受けて政策判断が行われたことについて指摘。</p>	<p>取材をすると、文科省だけでなく、宗教行政に関わってきた専門家の間でも、旧統一教会は解散命令の対象にならないという考え方が長らく根強かったことがわかる。オウム真理教などとは違い、教団の幹部が刑事事件で摘発される事態に至っていなかったからだ。銃撃事件の後でさえ、宗教法人審議会の会長経験者の一人は「裁判所は旧統一教会の解散を認めないと思う」と語っていた。民事裁判で敗訴する宗教法人なら他にもある。「だからそれ以上、解散命令の条件について真剣に考えたことがなかった」（宗教法制に詳しい弁護士）（2頁）</p> <p>教団への調査は、事件の3カ月後、当時の岸田文雄首相の指示で始まった。自民議員と教団の関係が次々と明らかになり、内閣支持率が落ち、世論が高まるなかでの判断だった。  <b>信教の自由にかかわり、慎重な検討を要する問題だ。冷静さを失うこともある非常時の空気に左右されるのは、誰にとっても本来は好ましいことではない。「次」は同じ轍（てつ）を踏まずに対峙（たいじ）できるのか。確信を持ってぬま、旧統一教会問題は一つの区切りを迎えることになった。（2, 3頁）</b></p>

⑱	2026年3月16日	BEST T!MES	<p>【統一教会の解散】 宗教法人格を失うと具体的にどうなるのか？ 国家ににらまれた宗教はほぼ確実に潰されるという「法の非常識」【仲正昌樹】</p> <p>・仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)</p>	<p>仲正教授は、本件のように国家と宗教団体対立し、宗教団体および多数の信者の信教の自由に重大な影響を及ぼし得る事案について、原則非公開で裁判所の職権によって審理が進められる非訟事件の手続が適切であるかについて疑問を呈する。</p> <p>本件では刑事事件による有罪判決ではなく、民事上の不法行為が問題とされているにもかかわらず、宗教法人の解散という重大な結果がもたらされ得る点についても、憲法上の基本的人権との関係で慎重な検討が必要であると指摘。</p>	<p>【非訟裁判について】 統一教会の解散は、宗教法人法81条に従って「非訟事件」として処理された。この81条の解散の要件をめぐって、教祖など幹部が重大な刑事事件で有罪判決を受けた場合に限られるのか、民事上の不法行為——念のために言う、不法行為は、損害賠償の対象になるあらゆる行為のことであり、犯罪ではない——も含まれるのかをめぐる議論があるが、今回はそこではなく、宗教団体の解散を「非訟事件」として扱うのがそもそも妥当なのかを問題にしたい。「非訟事件」という<b>難しそうな言葉を聞くと、素人は厳格な形式で審理するのかという印象を持ってしまいが、その逆だ。成年後見とか失踪宣告、借地条件の変更、法人の役員選出など当事者間の内々の問題に裁判所が行政的に介入して処理するための、調停に近い簡易な裁判形式だ。民事手続の一種だが、法学部の授業・教科書で扱われることがほとんどなく、専門的な解説書も少ない。</b></p> <p>「非訟」というのは、争訟性、つまり当事者間での、互いの利害関係をめぐる明確な紛争がないという意味である。成年後見や失踪宣告だと、争いが無いけれど、法律的にはっきりさせる必要がある、ただし、役所の窓口の判断で決めるのでは不安、というような状況は十分想像できる。そういう状況に対応するための法手続だ。英語だと、〈non-contentious case (争いが無いケース)〉、フランス語で〈matière gracieuse (優しい事案)〉。</p> <p>内々の争いの余地がないはずの事案を裁判所がさっさと処理してくれるための形態なので、通常の民事訴訟が原則公開であるのに対し、原則非公開。証拠調べなどは通常の裁判ほど厳格である必要はなく、裁判官の職権で簡便に処理し、迅速に「決定」できるようになっている。<b>宗教法人法では確かに、宗教法人の解散は非訟事件として扱うと規定されている。しかし、統一教会の解散が、当事者間の争いのない事案だろうか。そう思う人はいないだろう。しかし、統一教会のケースは全く違う。日本では刑事事件で逮捕された幹部はいない。問題とされたのは、全て民事の不法行為——基本は、高額献金した元信者による被害の訴え——である。数万人の現役信者のほとんどは、高額献金を無理に勧めたわけではない。(道交法違反などを除いて) 犯罪を犯したことなどない数万の信者があり、聖職者に当たるスタッフも揃っている。彼らの信教の自由を著しく制限することになるのを承知で、不法行為を防ぐという公共の利益の観点から、敢えて国の責任で解散を命じたわけである。(2, 3頁)</b></p>
---	------------	------------	---	--	---

					<p><b>【非訟事件について】</b>  <b>国家と教団が真っ向から対立するのに、原則非公開の簡易な手続きで、裁判官の裁量でさっさと進める「非訟事件」扱いでいいのか？</b> 教団側は、文化庁が被害者の証言を捏造したことを指摘したが、裁判官の職権で無視された。現役信者が利害関係者として参加したいと申し出たが、それも裁判官の職権で拒否された——非訟事件手続法で、裁判の影響を受ける者は「利害関係参加人」になることができるとされている。(4頁)</p> <p>民事上の不法行為においてその宗教法人が解散に値することをしてきたのか、<b>これからもその恐れがあるのか、という憲法で保障される基本的人権に関わる重要な問題であるのに、宗教法人法でそうなっているからといって、そのまま実行するのが法の支配だという発想は真っ当か？</b>  <b>信教の自由を制限されるかもしれないがゆえに不服な人たちが数万人もいるのに、公開の対審裁判を認めない現行の宗教法人法には不備がある。</b> 不備を放置したまま、それをどう補正するか検討することなく、裁判に入るのはおかしい。文化庁の役人、(法律家や法学者もメンバーである) 宗教法人審議会、質問権行使を決定した岸田元首相を始めとする国会議員の怠慢ではないか。つまり、宗教法人法の不備を正すための立法措置を講じなかった、立法不作為ではないのか？(4頁)</p> <p><b>【信教の自由について】</b>          全国260か所の教団が所有もしくは賃貸する施設の全てが清算人によって差し押えられ、信者は立ち入りが許されず、礼拝とか各種儀礼を行なうことができなくなった。冠婚葬祭も例外ではない。葬儀も出せず、墓地も使えない。場所によっては、担当する清算人(代理人)の判断で、私物を持ち出すことさえ許可されていない。PCに保存されている信者の個人情報まで提出を求められている、という。(5頁)</p>
⑳	2026年3月17日	The Letter 楊井人文のニュースをほどく (HODOKU)	宗教法人解散命令の“決め手” 見過ごされた法制度の“不備” ・楊井人文(弁護士・ジャーナリスト)	楊井弁護士は、現行の宗教法人法には、解散命令後に礼拝施設を信者が使用し得るかについての明文の規定が存在せず、清算人の管理下に置かれることにより、宗教上の行為の拠点としての使用が事実上制限される可能性がある」と指摘。 礼拝施設は宗教団体にとって本質的不可欠な要素であり、法人格に由来する特権ではなく、信教の自由の実現に不可欠な基盤であると解されること。 宗教法人法85条は、裁判所等が宗教上の事項に干渉することを禁止しているところ、特定の礼拝施設の必要性や代替可能性の有無を判断すること自体が、教義や信仰内容への立ち入りを伴う可能性がある」と指摘する	<p><b>【信教の自由について】</b>          ・宗教法人法は、「宗教団体」を法人格が付与される前から存在し、活動していた社会的実在として位置付けていることを確認しました。定義上「礼拝の施設を備える」ことが「宗教団体」の本質とされています(法1条、2条)。<b>どんな宗教も、信者が物理的に集合し、礼拝する場所があり、それなくしては宗教活動は成り立たないでしょう。そのため宗教法人が所有する礼拝用建物は、原則として差押えを禁止する特例を設け、手厚く保護しているほどです(法83条 ※)。</b>          ところが、<b>解散命令後の「礼拝の施設」の扱いについては明文の規定がないのです。繰り返しますが、「礼拝の施設」は法人格の付与以前から「宗教団体」が備えていなければならない本質的なものです。ところが、解散命令後「礼拝の施設」が清算人の管理下に置かれるため、信者が使用できるかどうか、はっきりとしないのです。</b>          所管する文部科学省も、この「法の不備」を埋めるためか、解散命令後の礼拝施設の扱いについての、曖昧ながら「指針」を出しています(「指定宗教法人の清算に係る指針」、引用太字は筆者)。</p>

さらに、解散命令が違法行為の防止に資するとの判断については、清算人や裁判所が信者の行為を直接規制・監督する権限を有しないことから、解散命令の発動と当該違法行為の防止、その実効性の因果関係に疑問があること。

同決定は、不当寄付勧誘防止法が違法行為防止の実効的手段となり得ない旨を述べる一方で、解散命令についてはそのような手段となり得ると評価しており、両者の手段適合性の評価の整合性についても検討すべきだと述べる。

#### 【信教の自由について】

要するに、「清算人は信者に礼拝施設の使用を許可することができ、その際に対価を受領してもよい」「清算人の財産を処分・換価をする時は、なるべく礼拝施設を後回しにした方がよからう」と言っているわけです。あくまで清算人に対する「指針」に過ぎず、使用させるもさせないも清算人の裁量的な判断に委ねており、法的強制力はありません。

ただ、**宗教法人法の解釈として、この「指針」が正しいと言えるのかはやや疑問も残ります。解散命令に伴い清算手続きに移行したとしても、法人格に伴う特権が奪われるだけで、「宗教団体」が本来的に備えている「礼拝の施設」は法人格付与による特権ではなく、「宗教上の行為」に必要な不可欠な場所であるため、その使用を制限してはならないと解釈することもできそうだからです。**

「この法律のいかなる規定も（・・・）団体が（・・・）教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」（法1条2項）

「この法律のいかなる規定も（・・・）裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても（・・・）干渉する権限を与え（・・・）る権限を与えるものと解釈してはならない」（法85条）宗教法人法

**もし清算開始後は「礼拝の施設」の使用権も当然に制限されるとすれば、解散命令制度は、単に法人格が付与される前の「宗教団体」に戻すだけの制度とは言えず、宗教団体や信者らにとって本質的に不可欠な施設（活動拠点）を奪い、法が定義する「宗教団体」以前の（すっからかんの）状態にしてしまう制度になってしまいます。**

解散命令によって、宗教団体や信者らの活動拠点まで奪い取ってしまうのは、さすがに行き過ぎ（過度な制約）ではないかと思えます。ただ、現行の宗教法人法は、そうした事態を想定し、利害を調整する規定が欠落しているのです（あえて言えば、法51条の2の規定で、清算業務を監督する裁判所に申立てをして、不当な制限・侵害の是正を求めることは可能かもしれませんが）。宗教団体が一から新たに施設を作ればいいではないか、というかもしれません。しかし、解散命令後の宗教団体には基本的に財産がなくなるわけですから（他の関連団体の収益があるとしても）、簡単ではないでしょう。新たに信者らの献金を募る必要性も生じるでしょう。一から再建する場合、既存施設を引き継げる場合と比べ、より多くの資金（信者らの献金）が必要になるかもしれません。（11, 12頁）

#### 【信教の自由について】

（東京高裁2026年3月4日決定（161頁））これを読む限り、法人格なき「宗教団体」としても、信者としても、それまでは当然にできていた「礼拝施設」での活動はできない、清算人が許可した場合には利用できる可能性もあるが、現在は検討中のため使えない、ということのようです。

解散命令の確定に伴い、それまで信者が宗教上の行為を行う拠点として使用していた「礼拝施設の管理・処分権限」が清算人に移転することは、「解散命令」による「法的効果」に他なりません。その「法的効果」として、礼拝施設での宗教上の行為の制限が必然的に含まれていることは、清算人の告知でも明らかでしょう。

それでも「信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」（オウム真理教解散命令裁判の最高裁決定も同じ文言）というのは、かなり無理があるロジックではないでしょうか。

この背後には、信者が使用していた礼拝施設でなくても、（別の場所を借りたり、新設するなどして）新たな礼拝施設で宗教上の行為を行えるはずだという考え、すなわち「**礼拝施設は代替可能性のあるもの**」という前提があると考えられます。この点は、筆者は信仰者になったことがないので、正直なところはわかりません。ただ、仮に、宗教団体や信者側が、その信や教義に基づいて、特定の礼拝施設について「**代替可能性のないものだ**」と主張した場合、行政・司法当局は、彼らの信仰や教義に立ち入らずして（宗教法人法85条は干渉を禁止）、どのようにしてその主張を退けることができるのか、という疑問が払えないのです。（13, 14頁）

【不相応献金勧誘行為を予防するため解散するという文言について】

筆者が高裁決定を読んで最も驚いたことの一つは、**解散命令の必要性をめぐって「既に発生した被害の回復を図るためのものではなく、原告人の信者らが今後再び不相当献金勧誘行為を行うことを防止するためである」と指摘していたことです**（「不相当献金勧誘行為」とは、正体を明かさない「未証し」や先祖の悪行や罪等を利用した「因縁トーク」などの手法を用いて生活維持が困難になるような過大な献金を勧誘するような行為で、不法行為と評価される）。（14頁）

被害者救済自体は、清算手続に入ろうが入るまいが、民法等に基づいて行わなければならないものです。清算手続をしなければ被害の救済が進まないというのではなく、清算手続をすれば被害の救済が加速するとも限りません。

清算人は「本法人と利害関係のない者から選任した清算手続の遂行にあたる者」で…（清算人が）一から情報を集めて事案を把握しなければならず、利害関係者や裁判所との調整も必要で、かえって長引く可能性もあるでしょう。

高裁決定が述べた通り、解散命令は「被害の回復を図るため」のものではないのです。

**問題は、高裁決定が「違法な勧誘行為を防止するため」と指摘した点です。解散命令を発したところで、清算人は、宗教団体や信者の活動には全く関与しません（そのような権限も清算人にはありません）。清算人にも裁判所にも、信者らが違法勧誘行為をしないように監視したり、防止したりする権能はないのです。こうした「解散命令の発動」と「違法勧誘行為の防止」に因果関係があるかのようなロジックは、東京地裁決定にはなかったものです。控えめに言っても「根拠のない飛躍」でしょう。**（14、15頁）

【不当寄付勧誘防止法について】

さらに、東京高裁決定は、メディアが「被害者救済法」と報じていた「不当寄付勧誘防止法」（2023年成立、24年施行）について違法行為防止の実効性ある手段と「なり得ない」と、その存在意義を否定するかのように言い切っていました。これも驚きです。

被害者側から問題は指摘されていたものの、自民、公明、維新、国民、立憲が賛成して成立した法律です。不当な寄付勧誘行為を罰則付きで禁止しており、もし実効性などに不十分な点があれば、法改正などで対処することも可能はずです。

なのに、高裁決定は、不当寄付勧誘防止法は「実効性のある手段とはなり得ない」が、解散命令は「実効性のある手段となり得る」と言っているわけです。立法府への皮肉なのでしょうか、裁判所らしからぬ、筆の滑った表現と言わざるを得ません。（15頁）

				<p><b>【信教の自由・人権】</b>          こうした根拠のない「違法勧誘行為防止」効果を前提に、かなり無理のある判断を示した背景には、解散命令による「負の影響」より「解散の必要性」が大きいことを強調する必要に迫られたからではないかと想像しています。解散命令により清算手続に入ると、役員が退任となるだけでなく、職員の雇用契約、信者らの活動に影響が及ぶことも避けられません。</p> <p>教団には2024年9月末時点で約2000人の職員、約2400人の扶養家族がいたとのことですが、早晩に解雇となります。この点、東京高裁は、宗教法人との契約は解雇になっても、法人格のない宗教団体と新たな雇用契約が結ばれる可能性もあるし、そうでなくても生活保護などが受けられると指摘していました。</p> <p>しかし、財産がすっかり奪われた宗教団体がどうやって多数の職員を再雇用できるのでしょうか。「解雇されても生活保護があるじゃないか」と言わんばかりの指摘も、不利益を過小に評価しているのではないのでしょうか。そもそも住宅ローンが残っていると生活保護も受けられません。</p> <p>教団は万単位の信者がいて、全国に約280カ所の教会があったとのことですが、閉鎖となります。信仰を同じくする者同士の交流の場が失われることで精神的苦痛も生じることは、いかに教団を問題視する立場であっても容易に想像できるはずですが。</p> <p>この点、東京高裁は、こうした支障は解散命令による「間接的で事実上のものにとどまる」という一言で済ませ、さしたる理由も示さず「看過し難い影響が及ぶということとはできない」と結論づけていました。そうは言っても、裁判官も、解散命令を出せば、多数の職員・信者らに経済的・精神的損害を含む大きな影響が生じることは避けられないと認識していたはずですが。（16頁）</p> <p>結論を正当化するために、解散命令による負の影響（＝【図2】③解散命令の許容性）について言葉少なに一蹴しつつ、解散命令の必要性（＝【図2】②）を殊更に強調するために、違法行為を防止する実効性が（国会が制定した）不当寄付勧誘防止法にはなく、（裁判所が出す）解散命令にはあるというような無理のあるロジックを使っただけではないか。筆者には、そう思えてならないのです。（16頁）</p>	
⑳	2026年3月6日	国境なき人権 掲載記事  国境なき人権 (Human Rights Without Frontiers: HRWF) は、宗教・信条の自由を含む人権問題について調査	日本：数十万人の統一教会信者が礼拝の場を奪われる  ・パトリシア・デュバル弁護士論文（国境なき人権掲載記事であり、内容的に同趣旨の論考がBitter Winter等の海外メディアにも掲載されている）	本資料は、宗教の自由の観点から、海外メディアに掲載された論考が国際人権団体：国境なき人権にも掲載されていることを示すもの。 本件解散命令について、宗教活動に実質的な制約を及ぼし得ることや、その正当性について国際人権の観点から検討すべき問題があるとの指摘が、複数の媒体において共有されている。 本件が、国際的にも宗教の自由の観点から議論の対象となっていることを明らかにするためのものである。	⑰参照（本文内容は同一）
㉑	2026年3月7日	国境なき人権 掲載記事	日本：東京高等裁判所、統一教会の解散命令を支持	国際人権団体による論考において、本件が宗教の自由の観点から論じられていることを示すもの。 本件解散命令が民事上の不法行為を理由として発出された初の事例であることや、当該命令が法人格の剥奪および資産清算にとどまらず、宗教活動に多大な影響を及ぼし得ることが指摘されている。	東京地方裁判所による解散命令は、本来、教団の税制上の優遇措置を剥奪し、その資産の清算を求めることを目的としたものであったが、実際にはそれを超える影響が生じている。（1頁）  ※2頁以降はマッシモ⑯論考と同一内容

②③	2026年3月10日	朝日新聞	高裁決定の1時間後、現れた清算人ら20人旧統一教会、施設使えず	解散命令に伴う清算手続の開始により、宗教団体および信者の宗教活動や生活に具体的かつ現実的な影響が生じていることを示す。	<p><b>【教会の使用が出来ないこと】</b>  (下関家庭教会) 職員らは午後5時ごろ、清算人代理人らと一緒に教会を後にした。教会の扉には「清算人の許可なく本施設に立ち入ることができません」と書かれた紙が貼られた。「差し押さえる紙のようで、<b>ショックは大きかった</b>」と教会幹部は話す。この教会幹部は「いよいよ現実化したのだ」とぼうぜんとした。「<b>この教会に数十年通ってきた。全ての思い出が否定されたような気持ちでした</b>」と話す。(2頁)</p> <p>各地の教会などで毎週日曜日に行ってきた礼拝はできなくなった。清算開始後の最初の日曜日となった8日は、ユーチューブでの配信で全国の信者をつなぎ、各自が自宅などで礼拝したという。下関教会の40代女性信者も自宅で礼拝している。「<b>教会が突然使用できなくなり、生活の一部が消えた思い。信者同士が集まり語り合うことも宗教の一部で、本当に困っている</b>」と話す。「<b>下関市では公共施設の使用が不許可になり、民間施設もなかなか使えない。教会が使えないのなら、集まる場所を提供して欲しい</b>」60代の女性信者は「<b>こんなに早く教会に来られなくなるとは思わず、気持ちがついていかない。時間を追うごとに、みんなに会えない悲しさが増しています</b>」と涙ぐむ。</p> <p><b>【寮の退去】</b>  清算の対象には寮も含まれる。主に上京した10代、20代の信者が生活する。<b>全国に少なくとも数十の寮があるといい、入居信者の中には新たな住まいを探す必要に迫られている人もいるという。</b></p>
②④	2026年3月16日	note	宗教二世と呼ばれる彼らのリアル ・加藤文宏(著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、本件解散命令における法解釈およびその影響について、複数の観点から問題点を指摘した。 第一に、民事上の不法行為の認定に関し、示談・和解や返金事例、さらには将来の被害発生の可能性までを含めて評価する手法について、その妥当性に疑問を示す。 「可能性が否定できない」「可能性が相応」といった評価に基づき悪質性を認定することが、推定を重ねた判断となると指摘。 第二に、宗教団体の教義に踏み込み、宗教団体の性質を評価することについて、司法が宗教的価値判断に関与している点を指摘。 第三に、信者や職員に対する差別や社会的排除が生じている事例を指摘。 解散命令が、信者の生活に影響を及ぼすと述べる。	<p><b>【不法行為を含める法解釈】</b>  ところが今まで何度も、村山富市政権時代ですら政府および監督官庁は、教団を解散させる理由がないとしてきた。上掲のグラフは教団が返金したケースを人数別に表している。  なお<b>不法行為の成立とは、裁判官が心証で決めたもので、確たる法的な定義に基づくものではない。</b>  4人の二世たちが生まれた時代つまり忘れられた30年の起点以来、<b>高裁ですら被害とされるケースが撃滅していると認めざるを得なかったのが一目瞭然だ。</b>  このため2009年以降の返金例に、不法行為の「可能性が否定できない」「可能性が相応」という概念を作って当てはめて、悪質性の根拠としたのである。すると推定に推定を重ねた結果として、<b>確実に損害が成立するとされた判決例1.9%だけでなく、返金要求に応えた示談91.2%、裁判でお互いに妥協しあった和解5.9%まで悪質性の証拠にされてしまった。</b>(5頁)</p> <p><b>【教義に踏み込む】</b>  しかも<b>教義に踏み込んで信徒を組織的に騙したとされたが、宗教的な価値観に司法が踏み込むのは不可能であり、これは過去の事例が判例としても残されている。</b>(5頁)</p>

【差別の事例】

職員の健康保険証を見せてもらった。マイナンバーカードに統合されるまえは、健康保険証に印字された教団名によって差別され、診察を断られる例が何件も発生していた。また就職時の書類選考や、大学への編入試験などで、ある特徴から信徒が排除されてきた。

「2年前、家を探しても断られ続けて見つからなかった」  
「夫婦ともに職員だったので隠しようもなく、仲介の不動産屋に断られてばかりで。もちろん理由は教えてくれませんが、埒があかないので奥さんの姉の名義を使いました」  
「部屋探しに、半年以上もかかったケースもありました」

いま職員が直面しているのは失職の危機だけではない。再就職時に何が起こるかは、容易に想像できる。解散命令の後押しをしてきた人々だけでなく、文科省および司法も、税制上の優遇がなくなるだけで信仰は変わりなく行えるとしてきたのが嘘であったように、信仰にとどまらない人権さえ破壊されようとしている。なぜ人権まで破壊されてしまうのか、理由ははっきりしている。

ことの発端となった名目がカルト退治であり、教団と信徒はマインドコントロール集団とされてきた。これまでも多岐にわたる差別と排除を受けてきたが、地裁だけでなく高裁で組織性、悪質性、継続性があると、解散という結論ありきの決定が下された。これはカルト集団や詐欺団体といった巷間の噂や悪意に、国がお墨付きを与えたに等しい。(5, 6頁)

【自民党叩きに利用された】

旧統一教会に代表されるいわゆる新興宗教団体が批判されています。前にも書いたとおり、旧統一教会叩きは、自民党それも旧安倍派叩きに利用されています。多くの保守系の言論人がそれに気づいていますが、今この問題にかかると自分の仕事がなくなるからと言ってあまり真剣には語りません。それは其れで仕方ないのですが、私はフリーな立場ですから、どんどん正論を吐いていきたいと思っております。(1頁)

【信教の自由】

旧統一教会の友人に、「この騒動で信者さんは減ったのですか？」と聞くと「いいえぜんぜん。一層信仰を強くしています。」と答えてくれました。他人がとやかく言うから信仰を止めるということはその信仰心が偽物だったということですから。

憲法でも信教の自由を保障しています。それを左巻きの裁判官が教団に対して解散命令を出すなど明確な憲法違反です。国会による宗教弾圧でしかありません。もし、これが創価学会に対して解散命令が出されても私は同じことを主張します。日本国民には信教の自由が認められているのですから。(2, 3頁)

【マスコミ・キリスト教は左派】

このように日本基督教団や日本のキリスト教会が韓国のキリスト教会と密接にかかわりを持ち、左巻きに毒されていくのです。しかし、キリスト教信者には「贖罪意識」や「原罪」という概念が根付いているために、容易に「日本が悪かった」、「韓国やCHINAに悪いことをした」という自虐史観が入っていくのです。辺野古の基地反対運動の多くはキリスト教団体が支援団体です。これはもうテロ活動家です。でも、マスコミは旧統一教会のように批判しません。なぜなら同じ穴の貉(むじな)だからです。(4頁)

②⑤

2026年3月18日

ameba ブログ

旧統一教会よりもっと悪質な日本基督教団  
(井上政典のブログ)

・井上政典 (作家)

九州の保守派の論者である井上氏は、信教の自由の観点から、宗教法人に対する解散命令は明確な憲法違反であり、宗教弾圧だと批判する。